

## 令和 8 年度鳥取県宇宙産業参入基盤強化事業企画運営業務仕様書

## 1 事業名

令和 8 年度鳥取県宇宙産業参入基盤強化事業企画運営業務（以下「本業務」という。）

## 2 目的

鳥取県内に拠点を有する企業（以下「県内企業」という。）を対象に、宇宙関連機器の製造に必要な知識・技術等の習得を支援することで、県内企業の宇宙関連産業参入に向けた基盤を強化し、本県における宇宙産業の創出を推進する。

## 3 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 2 9 日まで

## 4 業務内容

本業務の委託内容は以下の通りとする。

## (1) 全体計画の策定・調整

- ・本業務全体の実施計画（業務フロー、実施体制、スケジュール等）の策定
- ・鳥取県との連携体制の構築
- ・効果的な事業実施のための各種調整

## (2) 支援対象企業の選定等

- ・発注者が提示する県内企業（以下「支援候補企業」という。）に対し、ヒアリング等を実施し、宇宙関連機器の製造に必要な知識・技術等の習得を支援する企業（以下「支援対象企業」という。）を選定すること
- ・支援対象企業の選定は、支援候補企業が既に有する技術及び設備（以下「既存技術等」という。）の宇宙関連産業への転用可能性と転用後の需要や競争優位性を考慮し、県との協議の上で行うものとする
- ・支援対象企業の選外となった企業に対し、文書等によるフォローアップを行うこと
- ・支援対象企業は 2 社以上選定すること

## (3) 支援対象企業に対する個別研修等の実施

- ・支援対象企業に対するヒアリングを実施し、当該企業が有する既存技術等の宇宙関連産業への転用可能性と転用後の需要や競争優位性を分析するとともに当該企業の意向を踏まえた上で、当該企業が宇宙関連産業に参入する上でターゲットとすべき分野（以下「ターゲット分野」という。）を決定すること
- ・ターゲット分野への参入に向け、当該企業が学ぶべき知識・技術等に関する個別の研修プログラム（以下「個別研修プログラム」という。）を組成し、提供すること
- ・個別研修プログラムの実施場所は、原則、支援対象企業の事業所とすること
- ・個別研修プログラムの組成にあたっては、以下の点に留意すること
  - ア 内閣府作成の「宇宙スキル標準」に準じた内容とすること（なお、個別研修プログラムの受講により到達すべきスキルレベルの基準は設けない）
  - イ 座学指導のみでなく、実技指導（試作品やサンプルの製作等）を含む内容とすること

ウ 宇宙関連機器の過去の発注案件、あるいは今後の発注予定案件の実際の図面や仕様書を活用し、それらの試作指導及び評価を含む内容であれば望ましい（その際、必要に応じて受注者と支援対象企業の間で秘密保持契約を締結することを検討する）

- ・研修実施後、支援対象企業に対してアンケートを実施すること

(4) その他県内企業に対する研修の実施

- ・予算状況を踏まえて可能な範囲で、支援対象企業以外の県内企業に対する研修の実施を検討すること
- ・なお、上記（3）の支援対象企業に対する研修の実施を最優先とし、本項目の実施の有無については発注者と受注者が協議して定める

(5) 完了報告書の作成

- ・令和9年3月29日又は事業が終了した日から20日以内のいずれか早い日までに、完了報告書（事業実績、支援対象企業の選定理由等を記載した書類、支援対象企業へのヒアリング結果、個別研修プログラムの内容及び実施結果、事業の実施状況に関する写真、支援対象企業へのアンケート結果、課題・改善点等）を作成し提出すること。
- ・完了報告書には、事業実施の際に作成し、入手した各種書類・データを成果物として添付すること。

5 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

6 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

7 秘密の保持等

(1) 受注者は、委託業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

(2) 受注者は、委託業務に従事する者並びに6の規定により委託業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。

(3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し委託業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(4) (1)から(3)までの規定は、委託業務に係る履行期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

8 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

#### 9 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

#### 10 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 11 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

#### 12 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

#### 13 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。